

意見書案第 38 号

選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 まり

小 島 義 雄

選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書

今年 10 月、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める 4 度目の勧告を行った。

委員会は日本政府に対し 2003 年以降、3 回にわたり総括所見において選択的夫婦別姓を実現するよう勧告し、特に前回 2016 年の総括所見では、選択的夫婦別姓をフォローアップ項目の一つとして 2 年以内に報告するよう求めていた。しかしながら日本政府は、この勧告に応え選択的夫婦別姓を実現するための法改正等を行っておらず、今年 10 月 17 日に行われた今回の日本審査においても、夫婦別姓を認めるかどうかは日本社会の家族の在り方に関わる重要な問題であって国民の理解が必要であり、婚姻によって姓を変えた人が不利益を被らないよう旧姓の使用拡大に努めてきたなどと述べていた。

これに対し今回の総括所見では、夫婦同姓を義務付ける民法第 750 条の改正に全く進展が見られないと厳しく指摘した上で、女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう夫婦の姓の選択に関する法律を改正することを勧告すると 4 回目の勧告を行ったものである。

現行の民法第 750 条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められている。夫婦同姓が義務づけられている下で、改姓をするのは現在も 95% が女性であり、改姓や旧姓の通称使用による不便や不利益の多くが女性に押しつけられている。

近年国内では、各種世論調査において、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成の割合は、反対の割合を大きく上回っている。日本経済団体連合会は今年 6 月、選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言を公表し、業界や世代を超えて反響が広がった。地方議会においても国に対する選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を可決する動きが加速しており、今年 10 月時点で 426 件に上っている。

法務大臣の諮問機関である法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法の一部を改正する法律案要綱を既に 1996 年に答申している。それから 30 年近くが経過した現在も、日本政府は実現に向けた措置を行っておらず、日本は世界で唯一同姓を強制する国となっている。日本政府が、国連の女性差別撤廃委員会の度重なる勧告にもかかわらず、放置し続けることはもはや許されることではない。

よって国及び政府においては、夫婦同姓の強制を定める民法第 750 条を改正し、以下のとおり子どもをはじめその家族の姓に関わる関連法令などについて改善を図るとともに、希望する者は婚姻前の姓を保持したまま婚姻することができる選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを強く求める。

- 1 憲法で保障された個人としての尊重を踏まえ、結婚後に同姓を強制する制度を廃止し、多様化した家族観を反映し、夫婦別姓制度を導入すること。
- 2 夫婦別姓制度の導入にあたっては、子どもの姓は、それぞれの子どものお出生時に定めることとし、子どもが18歳になった時点で本人の申し立てにより変更できるようにすること。
- 3 民法や戸籍法などに残る家族に関する法律上の差別規定を全面的に見直し改善すること。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

令和6年12月23日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
衆議院議長
参議院議長 あて